

清朝最末期における 禁煙運動に関する覚書

— 印度鴉片の輸入通減法を中心に —

一 はじめに

二十世紀への世紀転換期に起こった義和団事件を契機として、清政府は「洋人の朝廷」と称される、列強共同の間接支配下に編入される事となった。国内において愈々高まる革命運動を弾圧し、従来支持基盤の一環を為していた立憲派の支持を取り付けて、その延命を図る為に、西太后を中心とする政府は、新軍建設による軍の近代化、実業振興策、科挙制の廃止・学制改革等々の「新政」政策を相次いで打ち出した。この「新政」政策の一つとして、鴉片禁止の為の幾度目かの禁煙運動が、イギリスの一定の支持を取り付けて、これまでにない真剣さを持って取り組まれ、全国的に展開された。

この時期の禁煙運動を専門的に扱った先行研究は、極めて少なくこの運動の評価も必ずしも十分でない。この時期に至ってイギリス政府が、印度財政の根幹を為していた鴉片輸出を減少させる事に同意した理由は何であったのか、という点についても、必ずしも十分

目 黒 克 彦

(史学教室)

解明されていない様に思われる。小稿では一九〇八年(光緒三四)に始まる、十年間に互る印度鴉片(以下洋薬と称する)の中国への輸出通減を巡る中英間の交渉の経過とその内容について纏めようとするものである。勿論この十年通減法は、単に洋薬の輸入通減だけではなく、中国における国産鴉片(以下土薬と称する)の生産通減と鴉片の吸飲禁止、及び鴉片販売の抑制も、同時に進められる事となるが、その側面については紙幅の都合上、別稿に譲る事とし、ここでは洋薬輸入の通減の側面に限定して検討する事とする。

二 洋薬通減の交渉の発端

イギリスが中国への洋薬輸出の通減に同意した理由については、于恩徳氏はその著書において、(一) 印度政府の鴉片税収が既に減収傾向に在り、その財源を頼みとする事は出来なくなった。(二) イギリス人宣教師が、その布教活動の障害になるとして、本国政府が

鴉片貿易を行う事に強く反対した。(三) イギリスの商工業者が、鴉片貿易が本国の商工業の利益を妨害していると考えて反対した。

(四) イギリス議会の議員が、鴉片貿易がイギリスの名譽と商工業の利益を損なっていると考えた。(五) フィリピン調査団の報告書が、イギリスの鴉片貿易維持の口実を消滅させた、という五点を挙げている。最後のフィリピン調査団の報告書が如何なるものかについて、何らの言及も無く、その内容は明らかでないが、恐らく宣教師の団体の報告書であろうと思われるが、後考を待ちたい。

こうした理由に加えて、もう一つの興味深い指摘がイギリス人によって為されている。即ち一九一〇年から一九一一年にかけて、中国の西北・西南地方、即ち山西・陝西・甘肅・四川・雲南・貴州の六省の罌粟栽培状況を調査したイギリス人、アレクサンダー・ホージー (Sir Alexander Hosie) は、その旅行記を *A Narrative of Travel in the Chief Opium-Producing Provinces of China* と題して記録している⁽³⁵⁾。これは後に述べる如く、イギリスが中国との間で、洋葉の輸出を十年間に互って十分の一ずつ通減し、一九一七年に根絶させる事を承諾し、その条件として中国における土葉の生産の同じ比率による削減が、実際に実行されているかを、その主要な産地とされる右記六省において、实地に調査する任務を負ったホージーが行った、罌粟栽培の禁止・削減の実態を調査した際の旅行記である。その正式の報告書は、イギリス議会に提出されたものと述べている。この著書は従ってその折に見聞した諸事を記した旅行記であるが、この著書の末尾に、「二つの付録 (Appendix) を掲載している。その一は「中国における反鴉片運動の発端・組織と方法」(The Inception, Organization and Methods of the Anti-Opium Crusade in China) であり、その二は「山西・陝西・甘肅・四川・

雲南・貴州省における罌粟調査の要約」(Summary of Opium Investigation in the Provinces of Shansi, Shensi, Kansu, Szechuan, Yunnan and Kweichow) である⁽³⁶⁾。

後者は調査旅行の報告の要約であるが、前者は中国における禁煙運動について、彼の見聞を通して述べている。その冒頭において、興味深い言及を行っている。即ち、

一見した所では、一九〇三—〇四年のチベットへのイギリス使節の派遣と鴉片問題との間には、何の繋りも無いように見える⁽³⁷⁾。

と説き起こし、一九〇三年にインド総督カーゾン (Lord Curzon) が、チベットとの懸案解決の為に、ヤングハズバンド大佐 (Col. Francis Younghusband) を武装使節団長として、軍隊を率いてラサに派遣し、ダライ・ラマの逃亡の中、ガンデン寺の管長や諸大臣との間で、翌年九月七日 (光緒三十年七月二八日) に宗主権を持つと主張する中国の承諾無しに、イギリスが事実上チベットを保護下に置く事を規定した英蔵条約 (ラサ条約) を締結した。これはロシアが日本と戦争状態に入っている情勢に乗じて、ロシア勢力をチベットから一掃し、イギリスの保護国とする事を目指すものであった。しかし中国がこれを了承せず調印を拒否した事は、他国の非難を招き、条約の実際の効力も発生させ得ない為に、イギリスはカルカッタにおいて、この問題について中国と交渉する事を提案し、これを受け入れた清朝政府は、津海関道の唐紹儀を議約全權大使として印度に派遣し交渉に当たさせた。ホージーに拠れば、この交渉の過程において唐紹儀は、印度政府には鴉片からの収入無しで財政運営を行う用意が有るという印象を引き出し、交渉不調の為に帰国した際、本国政府への報告を次の様に記している。

かの薬物を切望しているのは中国人である。イギリスはそれを中

国に押しつけるつもりは無い。従ってインド産鴉片貿易の継続の責任は中国側に在る、と伝えた。かくして中国における罌粟栽培と鴉片の消費に対する運動が起った。⁵⁾

即ち、ホーリーの観測では、英蔵条約を中国に承認させる条件として、中国が従来から要求していた印度鴉片問題の譲歩を示唆した事から、これを契機として中国において禁煙運動が展開する事になった、というものである。

この観測が果して正しいか否か、中国側の文献として「光緒東華録」「東方雜誌」、ホーリーが唐紹儀のこの交渉の有力な支持者であったとする袁世凱の「袁世凱奏摺專輯」を検索しても、こうした記述は見出せない。李恩涵氏は「唐紹儀与晚清外交」において、この交渉の経過を述べているが、かかるイギリス側の示唆や提案が有ったとは記していない。但し唐紹儀はこの交渉から帰国した後、外務部右侍郎と会辦稅務大臣を兼ね、鴉片の流毒を根絶する計画を中心となつて進め、後述の「禁煙章程十條」も、唐紹儀の起草に成ると述べている。或はこのカルカタにおける交渉が影響している可能性を窺わせるが、それを立証すべき史料は結局見出せない。

従つてホーリーの観測は、中国側の史料の上で裏付ける事は出来ず、現在の所単なる観測としてしか言う事が出来ないが、チベットにおけるロシアの勢力を排除して、イギリスの独占的な支配を中国に承諾させる為に、当時高まりつつあった国内外の反鴉片の世論も考慮して、中国の印度鴉片の輸出削減の要求を受け入れようとしたという観測は、十分に聞く人を首肯させるものであろう。イギリスが、この時期に印度鴉片の輸出通減の実施に踏み切つた要因の一つに、こうした背景が有つたと理解したとしても、真相からそう外れたものとはならないであろう。

三 通減方法をめぐる交渉

以上の如き先行する一連の情勢と推測される経過を承けて、清政府は一九〇六年九月（光緒三十二年八月）に次の上諭を下した。

鴉片煙弛禁してより以来、流毒幾んど天下に徧し。吸食の人時を廢し業を失ひ、身を病み家を敗る。数十年來、日に貧弱を形わすは、実にこれに由る。これを言へば痛恨たるべし。今朝廷銳意強を図る。亟かに国人をして申徹し、咸振技を知り、沈痼を祛り康和を踏ましむべし。著して限を十年以内に定め、洋土葉の害を將つて一律に革除淨尽せよ。それ如何に分別して吸食を嚴禁し、並びに罌粟を種えるを禁ずるかの処は、政務処に著して章程を妥議し具奏せしめよ。⁶⁾

即ち、十年以内に洋葉・土葉の一掃の為に、政務処に対して、罌粟栽培・鴉片吸飲の禁止の具体的な章程の検討を命じている。

この命令を受けた政務処は、二か月余後の〇六年十一月末（三十二年十月）に、十條からなる「禁煙章程」を提出し、裁可を得て發布された。その内容については、各条の表題のみを掲げる。

- 第一条、罌粟を種えるを限り、以て根株を淨くす。
- 第二条、牌照を分給し、以て新吸を杜ぐ。
- 第三条、限を勒し癮を減らし、以て痼疾を蘇す。
- 第四条、煙館を禁止し、以て淵藪を清くす。
- 第五条、煙店を清查し、以て稽察に資す。
- 第六条、官、方薬を製し、以て医治に便にす。
- 第七条、戒煙会を設けるを准し、以て善挙を宏くす。
- 第八条、地方官を責成し、紳董を督率し、以て実行を期す。
- 第九条、官員の吸食を嚴禁し、以て表率を端す。

第十条、洋菓の進口を商禁し、以て来源を遏ぐ。⁸⁾

小稿で問題となるのは、最後の第十条である。即ち外国鴉片の流入を如何に断つか、その方法を次の様に提示している。即ち、印度鴉片の輸入通減についてのイギリスとの交渉、印度鴉片以外の洋菓——波斯・安南・南洋のオランダ植民地産——についての対応、モルヒネとその注射の爲の器具の輸入・製造の禁止について述べている。条約関係の無い国からの鴉片の流入については、中国の主権によつて禁止取り締まりを実施する事が出来るが、それ以外は、その具体的な実施方法については、何れも外交交渉による相手側の了承・協力を必要とするものであり、その交渉が外務部に命ぜられたのである。

これに対する外務部の見解は、「光緒東華録」の光緒三十四年二月癸酉（十七日）（一九〇八年三月十九日）の項に掲載されているが、ホージーの記録に拠れば、一九〇六年十一月二十日（光緒三十二年十月五日）に、外務部の四人の官僚が、着任間もない北京駐在公使ジョーダン（John Jordan）を訪れ、交渉の基礎とすべき六か条の提案を行い、併せて同様の提案がロンドン駐在中国公使胡惟徳によつてイギリス外務省に送付された、と記している。⁹⁾従つて〇六年十一月からイギリスとの交渉に入り、〇八年三月に至つて妥結を見、上奏に至つた事が窺われる。

先ず中国側の提案した六か条について見ると、「光緒東華録」及び「政治官報」に掲載されている外務部の上奏の記事は、簡略にされている為、ホージーの記録を中心に見ていく事とする。¹⁰⁾

一、中国政府は国産鴉片の取引は十年以内に中止する。この改革を効果的に進める為、印度鴉片の輸入も同じ期間内に禁止されねばならない。一九〇一年から〇五年までの五年間の輸入平均額を通

減の基礎数とし、一九〇七年より毎年十分の一ずつ印度鴉片の全体の輸入量を通減する事にイギリス政府が同意する事。

二、印度鴉片の輸出の中心地であるカルカッタに、中国官員を派遣し、競売・梱包されて中国に輸出される状況を監視し、輸出の実数を調査する事を、イギリス政府は認める事。

三、先に六十両から九十両に増額された土葉に対する課税が、現在百十五両に引き上げられた。土葉に比べ二倍の強さをもつ洋菓への課税が百十両であり、土葉より軽いものとなった。従つて中国政府は、この洋菓の安価さと格別の強さの為に、鴉片吸飲の悪習を悪化させ、今回の禁止政策が挫折する事を恐れる。為に洋菓に対する課税を二百二十両に倍増する事を、イギリス政府に求める。尚これは税収の増加を望んでの事では無く、単に多数の鴉片吸飲者を減少させる為である。

四、香港は鴉片精製の中心地であり、土葉生産の禁止、印度からの輸入禁止によつて、香港の精製鴉片の密輸増加が懸念される。この為、香港総督は、未精製及び精製鴉片の中国への密輸の嚴重な取り締まりに協力する事、及び中国に入る全ての精製鴉片に高額の税を課する事を求める。

五、租界内に在る旅館・食堂・茶館・売春宿その他の大衆的な盛り場における鴉片の供給を、鴉片窟の閉鎖と同様に禁止する事、又これに関連する煙管・煙灯等の器具を販売する商店を閉鎖させる事、これらの調査取り締まりの方法は、中国の地方官の方法と一様にする事。

六、モルヒネ注射の常習の害は、大きな危険性をはらんでおり、既に中英統議通商条約第十一款（一九〇二年九月五日、即ち光緒二十八年八月四日調印）、及び中美統議通商条約第十六款（一九〇三年十

月八日、即ち光緒二十九年十月八日調印)に、その輸入の禁止が規定されている。但し列強各国との合意の上で、実施に移す事としているが、現在即時に実施する事を求める。

この中国側の申し入れに対して、イギリスの駐華公使ジョーダンは、一九〇七年八月十二日(光緒三十三年七月四日)に、中国政府にやはり六か条から成る逆提案を行った。そこでは、

一、洋葉輸出の通減の基礎額は、一九〇一年から〇五年までの印度鴉片の輸出総額の平均を六万七千箱とし、その内中国向けが五万一千箱を占めているとして、この五万一千箱を基礎額として、先ず今後三年間に五万一千箱の十分の一ずつ中国への輸出を減らし、中国政府の国産鴉片の生産・消費の禁止・取り締まりの如何を見て、四年目以後も同じ比率で減少させる事に責任を負う。但しベルシャ・トルコその他の土地からの鴉片輸入制限を、中国政府は同時に実施する事。

二、カルカッタにおける鴉片の実際の輸出货量、及びその実態の確認の為に、中国官員を派遣する事に対して、当該官が何らの干渉の権限を持たない事を条件に、これを了承する。

三、洋葉に対する課税を倍増する提案に対して、次の三点に関する事実確認を必要とする。(a)土葉一箱百十五両の新課税が、実際に徴収されているか否か。(b)今後これ以上に増額する事の有無。(c)洋葉と土葉との適正価格は如何か。…中略…

洋葉が土葉の二倍の強さを持つという見解に対して、近年の中国における栽培方法の改善によって、印度政府はそれが事実であると考へていない。従つてこの項は今後の協議に待ちたい。

四、香港で精製される鴉片の中国への輸出の停止に關しては、当方の情報未だ不十分な為、この点に關する回答は延期したい。

五、中国における外国植民地及び租界地域における鴉片窟の禁止や、鴉片・吸飲器具の販売店の禁止取り締まりの方法について、中国当局が有効な方法を取るならば、当該市政当局は中国側の要請を待つまでもなく、自らの主導権によって効果的な方法を実施する。

しかし中国当局によって諸港で実施されている方法の有効性について、有能な観察者から相当な疑問が提示されており、鴉片窟の閉鎖は、単に鴉片の小売店に姿を変えただけであり、鴉片の消費は、中国の下層階級においては減少していない、と断言されている事を付言しておく。

六、モルヒネの禁止については、列強諸国が全て同意したならばイギリスもこれに協力する十分な用意が有る。

このイギリスの逆提案には、鴉片という毒物の輸出に対する国内外の非難(論争)から、一応中国の姿勢に対して同意・協力の態度を示しながら、課税の増額や、香港からの精製鴉片の輸出禁止に対する態度保留、或は租界の周辺における、中国官憲の取り締まりの実態を故意に暴く事によって、中国側を牽制し、これまでの経験から今回も成功を見る事は困難であろうという予見に基づき、取敢えず三年間中国側の申し出を受けて、輸出通減を実施してみよう、という態度である様に見受けられる。尚、継続審議事項とした四に關して、ジョーダンは同年九月二一日(同年八月十四日)、外務部に対して、本国政府から香港における精製鴉片の中国への輸出禁止に同意する事、中国・香港当局はそれぞれの管轄地における密輸防止の手段を取る事、との訓令を受けた事を伝えた。

これを受けて中国外務部は、十二月二日(十月二八日)にジョーダンに対して、彼の逆提案に対する回答を提示した。そこでは通減額の基礎数について、中国側は一九〇一年から〇五年までの輸入の

平均額は四三二七箱であり、これを基礎とすべきであると主張している。イギリスの主張する五万千箱は香港への輸出を含むものであった。しかしイギリスは譲らず、結局この点は〇八年一月二七日（三三年十二月二四日）に中国政府は、イギリスの主張する数字を受け入れ、五千百箱を年間削減量として受け入れた。

かくして「禁煙章程」実施の為の対英交渉は、洋薬に対する関税の課税額について合意を見ず、将来の議論に残す事としたが、一九〇八年（光緒三四）より十年間かけて、五千百箱ずつインドからの輸出を削減する事をイギリスが了承する事となった。しかしこれには当面三年間の中国における、罂粟栽培禁止・鴉片吸飲の禁止、吸飲者の減少の実行状況を見て、成果を挙げたと認められた場合に、更に輸出削減を継続するという条件が付けられている。従って中国政府はこの三年の期間内に、目に見える成果を挙げる必要があり、外務部は民政部・度支部に対して、早急に「稽核章程」を策定し、確実な禁令の実施を求めている。¹²⁾

かくしてイギリスとの間で、洋薬輸入の十年通減の協定を締結した清朝政府は、その条件として付された三年間の禁止の実績を明確に示し、イギリスに次の七年間も通減を実行させ、外来鴉片を根絶し、これと同時に土薬の生産供給と消費を根絶する事が、国際世論の同情を勝ち取り、その支持の下で自己の政権の延命を図る上でもこのイギリスとの協定の遵守・実行が至上の課題とされたわけである。先の協定締結を報告した外務部の上奏に対する上諭において、英国現に己に通減を実行し、相約し三年試行し、中国の栽種・吸食の減少を実行するを視て、限満ちて再び推減を為さんとす。我若し期の如く禁査せざれば、転瞬三年、何を以て友邦政府の美意に答え、何を以て各国善士の苦心を慰めんや。この機一たび失

えば、時再びは来たらず。若し永遠に沈痼に困めば、勢い必ず以て国を為す無からん。¹³⁾

と述べており、清朝政府としては、鴉片の蔓延による国力の衰退を挽回する最後の機会として、いわば王朝の存亡を賭けた事業としてこの運動を位置付け、その確実な実行を督撫以下の官僚に命じ、中央に恭親王溥偉・協辦大学士鹿傳霖・協辦資政院事務景星・丁振鐸を禁煙大臣に任命し、この運動を総括させ、一定の体制を整えて運動の展開を図る事となった。¹⁴⁾ 国内における施策の展開については、本稿の範囲を越える為、別稿に譲る事として、ここでは国際世論を背景とし、一定の同情と支持を得て、イギリスの洋薬輸出の通減を了承させた清朝政府が、鴉片による被害の根絶と、国力の回復を図る最後の機会としてこの運動を進めようとした事は疑い無い事を確認しておく。

四 上海万国禁煙大会

一九〇九年二月一日（宣統元年一月十一日）から二六日（二月七日）までの間、開催された万国禁煙大会は、中国、オーストリア・ハンガリー、フランス、ドイツ、イギリス、イタリヤ、日本、オランダ、ベルシャ、ポルトガル、ロシア、シャム、アメリカの十三カ国が代表団を送り、討議された。

「東方雜誌」第六卷第三期（一九〇九年四月十五日、宣統元年閏二月二五日発行）に、「万国禁煙会紀事」と題する問天なる署名の記事を掲載し、この会の内容を詳細に報じている。以下この記事を中心に、この会の発端から経過をたどる事とする。

この会議を提起したのはアメリカであるが、アメリカのこの会議の提起について、加藤祐三氏は、「一九〇六年九月、清朝政府は、お

りからの『新政』の一つとして、今後十年間に国内アヘンを撲滅しようとする禁令を出した。それをうけて、ただちに行動を開始したのがアメリカである。すばやい対応であった。アメリカと清朝とのあいだには、事前の協議があったのかもしれない。三週間後に、アメリカ政府はイギリスをはじめとする主要関係国に提案を行っている。アヘン貿易および需要の実態を調査しようという国際会議開催の提案である」と記しているが、その動機や狙いについては言及していない。推測するに、遅れて中国市場に進出を図るアメリカが、中国の禁煙政策に対して同情と支援の態度を示す事によって、中国に対するイギリスの優位を打破する機会として捉え、清朝政権の内へのくい込みを図ったものと思われる。

アメリカ政府はこの会に出席する代表に対する四カ条の訓令を与えている。それは、(一) 全てのアメリカ領において、鴉片吸飲の悪習に対して、法を設けて制限・禁止する事。(二) アメリカ人の極東における鴉片の売買を禁止する事。(三) 将来上海において会議を開く場合、アメリカ代表は各国の代表と協力して妥当な方法を講じ、各国政府の採択に備えさせ、極東の付属地において、各自方法を講じて、罌粟栽培・鴉片売買・鴉片吸飲等の弊害を禁絶させる事。これは単に中国の禁煙の目的を達成させるだけのものではない。(四) 会議の際、アメリカ代表は、アメリカの現行の全ての関係法令を各国代表に示す事。若し極東の禁煙に妨げとなる点があれば、その方法を伝え、改正に資する事¹⁰⁾。

以上のアメリカ政府の訓令から各国が現に実施している鴉片の制限・禁止に関する法令を出しあい、この害毒の一掃を図るより適切な法令を確立し、それが又中国が現在進めつつある禁煙運動の成功を支援するものとなる事を期待したものであったと言える。この

会にイギリス代表として参加したホーザーも、アメリカの大会開催の提案は、「各国が上海に集まり、自国の現在実施している鴉片に対する取り締まりや制限について報告し、極東における鴉片の生産・取引・消費やその損害に影響を与える為に、適切な規則の改正を提案する事を目的として討論する」と記している。

アメリカの呼び掛けに対して、賛成の回答を寄せる国は多数に上ったが、フランスは、先ず中国が賛同を声明し、中国における土薬の生産や洋薬の輸入について、詳細に調査をした上で、始めて人員の派遣を認める事が出来る。若し関係各国が中国の土薬の生産と洋薬の輸入の禁止について、協力する事を認めるならば、フランス政府は思うに人員の派遣の方が万国会を設置するよりも有効であると考える、と述べて国際会議を開催するよりは、中国の実態調査の人員の派遣の方が効果的であると述べて、会議開催には消極的である。イギリスも中国の鴉片の実情と吸飲の習俗の関係を、人員を派遣して調査する方がより妥当であるとしているが、他国が賛成するならば、それに従うと回答している。ドイツはアメリカの提起に賛同するが、人員を派遣しての処理が最善であると述べている¹¹⁾。これらの発言から、当時中国の鴉片問題に関して、国際的に調査員を派遣して具体的方策を立案提起するか、或は国際会議を開いて鴉片問題の協議を行うか、二案が考えられており、有力各国が前者を支持したが、結局アメリカの主導権によって、後者の方法に落ち着いたと見られる。

一方中国に対しては、○八年六月に駐華アメリカ公使ロックヒル (William Woodville Rockhill) が中国外務部に照会し、アジアに属地を有する仏・独・英・日等の国と、専門家を派遣して鴉片の状況を調査・研究することとしたが、中国はこれに参加するか否かを

質問した。これに対して外務部は、この会の章程や方法が明らかでなく回答出来ないとし、再度のアメリカの照会において、この会議は、単に鴉片の販売・吸飲の表面の問題を調査・研究するだけでなく、科学的な方法を用い鴉片に関する一切について詳細に調査しようとするものであり、既に参加を表明している各国は、全てアジアに属地を有し、その属地における鴉片の禁止が最も重要な課題となっている。この協議に参加しなくても、この会議の決定に従うものと見なす¹⁹⁾。これを承けて中国は参加を決定し、派遣人員の選定・任命を行ったのであるが、中国の解釈はアジア地域に植民地を領有する各国が、中国と同時に一律に鴉片の害を除こうとする為であり、各国の自主性も尊重されており、これによって中国の禁煙運動も協力を得られると判断している。この会議の主たるテーマが後に見る様に中国大陸における鴉片問題であるのに対して、中国政府の認識が必ずしも自己の問題として深刻に受け取っていない様に見受けられる。それはこの会議に対して、監察御史葉芾が、この機会に禁煙問題について、中国代表に各国代表と協議させる様にと²⁰⁾いう積極的な意見が出される反面、御史履晋は、アメリカがこの会議を提起したのは、アメリカの禁煙薬を売り込もうとする為であり、中国代表に注意する様に、²¹⁾という上奏を提出し、何れも外務部に留意する様に指示されている事にも見出せるであろう。

かくして中国はアメリカの呼び掛けに応じて、この会議の代表として、両江総督の端方以下八名を任命した。²²⁾ 端方はこの任命を受けた後、各省の督撫に対して、外国代表の質問に答えられる様に、過去二年間に該省の土薬生産量・販売量・吸飲者の減少の実情と取り締まりの状況を詳細に報告する事を求めた。²³⁾ しかし端方がこの会議の中国代表に任命されたのは、一九〇八年十二月三十日（光緒三十四

年十二月八日）であり、開会まで一カ月しかない時期である。既この年十月四日（九月十日）の度支部の上奏において、光緒三一・三二・三三年分の省別の土薬生産額・土薬の流通量・洋薬の流通量が報告されているが、²⁴⁾ 更に光緒三四年分の調査が必要になる訳であり、それを求めたものと思われるが、果して整ったか否かは明らかでない。

さて会議初日、この会の発議の国としてアメリカ主席代表のブレント主教（Brent, Charles Henry フィリピン宣教区主教²⁵⁾）の開会の挨拶と中国代表端方の開催国代表として、中国政府の禁煙の誠意を表明し、発起人のアメリカ大統領と参加各国に対する謝辞が述べられた後、一旦散会して再開され、ブレント主教を会議の主席に選び、書類は全て英語を使用する事、議決は各国一票の投票によるという議事運営方法を決定した。この日蘇州・福建・広東当局からの歓迎の電報が披露されたという。²⁶⁾

この日の端方の挨拶の演説では、この会議に対する中国の希望として、禁煙の達成の為には、台湾・越南・フィリピン・ジャワの成功例に見られる様に、国家による専売制が不可欠であるが、その実施に当たって、資金難によって、その廃絶の期限を延長するという事態が無いとは言えないので、その方法の研究を行う事、及びこの禁煙政策の実施に障害となる条約の改訂について研究して欲しいと述べている。

一方会議の主席に選出されたブレントの就任の挨拶の演説においては、この会議の性格について、

今日この会の開議は、実に禁煙辦法を研究するに係り、務めて各国に懇うに、如し見到するの処有れば、本会に函知されよ。鄙人必ず要すこの会に講明せん。Commission（即ち員を派し入会

して査議す)であつて、Conference(即ち員を派し入会し実行を商量す)では無い。諸君はこの二つの名称の相違を知っている。初め径ちにConferenceを設けんとするも、後鴉片の事情甚だしくは熟悉せず、且つ人心略同じからざることを有るによつて、故にCommissionを設けるなり。Commissionの意は海牙平和会第二会章程より得るに係る。その章程に拠るに言う。各国の意見如し同じからざれば、員を派し会に到り査議すべし。今日各會員、心を悉して研究し、以て辨法を議妥するに便なるを望む。

と述べ、一九〇七年のハーグにおける万国平和会議の協定に基づいて、この会議の開催を提起した事、当初の実行力の伴う協議会案は各国の合意を見ず、共同研究の委員会となつた事が解る。

本格的な討議は五日(十五日)のアメリカ代表による本国及びフリピンにおける鴉片問題の報告から始まり、イギリスのオーストラリア・香港・セイロン・シンガポール・巫来由群島・威海衛等の地の報告、日本の台湾における状況の報告が為された。八日には中国の禁煙状況の報告が為され、十日にイギリスから印度・ミャンマーの鴉片及びモルヒネの処理状況が報告された。更にこの日の午後、フランスより鴉片の来由とその作用、及び上海租界における鴉片販売の管理方法の報告、ポルトガルからは澳門における鴉片の状況の報告が為されている。その他二二日までに各国の代表(ロシアからは報告が為されなかつた)の報告、及びこれらに対する質疑応答が行われたが、中国の報告に対する質問は、一二日にイギリスより疑問点についての詳細な報告、即ち、罌粟栽培面積・吸飲者の人数の詳細な報告が求められたが、担当の専門委員唐国安が感冒の爲出席出来ないと釈明し、翌日吸飲の人数を報告し、その他の質問事項については、事実の調査を待つて報告する事とした。十八日には主

席から「万国鴉片条約」を研究する小委員会の選定が提議され、又中国代表から戒煙の爲の最良の方法を研究する小委員会を組織する提案が為されたが、この日は議決を見なかつた。翌日この提案にイギリスは賛同を表明しつつ、會議参加者にこの分野の専門家がいない爲に、各国でそれぞれ研究した方が有効であると主張し、日本・ドイツは中国提案に賛成したが、多数がイギリスの意見に賛同した爲に、この提案は見送られる事となつた。二三日からは、イギリス・アメリカからそれぞれ提出された決議案について検討し、撤回・修正を経、更にオランダ・中国からも決議案の追加提案が為され、二五日には全員の合意による決議が成立し、翌日全員で確認の後採択した。又、この日にこれまでの各国の報告及び議事内容を公刊する事を決定し、イギリス代表の挨拶、主席ブレントの挨拶を最後に會議を終了した。ホージーは、「この會議の議事録及び各国代表の報告(ロシアからは報告されなかつた)は、『Report of the International Opium Commission, Shanghai, China.』(『上海国際鴉片委員会報告』)と題されて、この年に二巻本で上海において発行された」と記している。

この會議で合意された決議を、ホージーは次の様に記録している。
一、中国政府が鴉片の生産と消費を減少させようとする努力と誠実さを認識したが、中国国民の間における世論の高まりと實際の進展が最も重要な努力目標の一である事。

二、各国代表は自己の政府を動かす、自己の領域と属地における鴉片の漸進的な禁止を實行する爲の手段を取る事を勧告する。

三、医療目的以外の如何なる形での鴉片の使用も、禁止或は嚴重な規制を要する問題と考えられている事、又各国は規制制度の運用に際しては、機会が有り次第厳格さを強めていくつもりである。：

中略：しかし各国の間に認識の相違が有り、関係各国政府に対してこの問題を処理している他国の経験に照らし、規制の制度を再吟味する事が望ましい旨、注意を喚起したい。

四、関係各国は鴉片・アルカロイド等の領域内への密輸入を取り締まる厳しい法律を持っている。これらの物質の流入を禁止しているそれぞれの国の方法を、全ての国が承認する義務を有する。

五、現在制限されていないモルヒネの製造・販売・流通は、既に死の危険性を構成しており、その翌癖は蔓延の様相を呈している。全ての国家に対して、各々の国家の領域や属地におけるこの薬物の製造・販売・流通と、科学分析によって鴉片から抽出される他の物質の統制の為に、厳しい手段が取られる事を熱望する。²⁷⁾

六、本会では、科学的な観点から、鴉片中毒治療の為、或は鴉片の特性や効果とその成果について研究する事は困難であったが、しかしこうした研究が最も必要であると見なされる。各代表は自己の政府に対して必要な行動を推進する様に勧告する事を切望する。

七、中国に居留地や租界を有する全ての政府で、未だその地の鴉片窟を閉鎖させる措置を取っていないければ、幾つかの政府で既に施行されている禁令に倣い、状況を斟酌して可能な限り速かに実行する事を強く促す。

八、各代表は自己の政府に働きかけ、中国における各国の居留地や租界において効果的な早急な手段を取ると共に、鴉片を中和する薬剤として、鴉片やその派生物を含む戒煙薬の生産・販売の禁止について、中国政府と交渉に入る事を強く勧告する。

九、各代表は自己の政府に働きかけ、中国における各国の領事館区域・居留地や租界において、自己の国民に対しても、この薬剤に関する法律を適用する様に勧告する。²⁸⁾

以上の九カ条を簡単に要約すれば、中国政府の禁煙政策の実施に対して、その熱意を一応評価し、各国政府は鴉片・モルヒネ及び類似の薬物の中国への輸出を禁ずる事、中国に居留地や租界を有する国家は、その地域における鴉片の吸飲・販売を取り締まり、鴉片窟を閉鎖する事に責任を持つ様に勧告する、というものであったと言える。この会議の性格が、先に見た様に Commission であるが故に、この決議はあくまでも勧告であり、強制力を伴うものではなく、各国政府に勧告或は要望する事にとどまっている。しかもその実行の前提には、鴉片問題の最大の焦点である中国の禁煙運動の展開如何に係る部分が極めて大きいと考えられ、中国自身の努力によって一定の成果を挙げれば、各国からの一層大きな協力を得、加速的に運動は成功に結び付く可能性を持っていると言えるであろう。問題は中国自身の自助努力の如何に係っていたと言える。

ともかくこの上海における「万国禁煙大会」において、中国の禁煙運動は一定の国際的支援を得る事が出来たと見て良いであろう。

五 「統訂禁煙条件」の締結

一九〇八年に始まった土葉の生産と洋葉輸入の通減は、取敢えず三年間の試行期間を設け、土葉の生産・消費の減少状況を見て、後の七年間の洋葉輸出を通減するという条件が付されていたが、その三年の期限が満期に至った一九一一年五月八日(宣統三年四月十日)に、この通減策の継続を規定する「統訂禁煙条件」が、イギリスとの間で締結・調印された。

先ず締結に至る前段階から見るとする。先の禁煙条件を継続させるか否かの判断基準は、中国の土葉生産が約束通りに減少し、鴉片吸飲者の数も減少したと確認されるか否かである。その確認の方

法は、一つは中国側の実施状況の調査に拠る。既に一九〇八年の年頭に締結された「禁煙条件」を了承した上論の中で、

一面各督撫に責成し、政務処の奏定せる成案に按照し、所属を督飭し、切実に挙行せしめ、並びに該省の情形を体察し、減種減食の実在辨法をもつて、先に奏聞を行なえ。所有年を按じて減少せしめる数目は、年終に届ぶ毎に彙奏すること一次、……²⁹⁾

とある様に、督撫に対して当該省における実施方法の報告を求めると共に、毎年末に栽培・消費の減少の状況を報告する事を命じている。具体的には〇八年五月二三日（三四年四月二四日）民政部の立案に成る「禁煙稽核章程」の発布によって、栽培・販売・吸飲に関する調査・取り締まりとその報告の方法を規定し命じている。これはいずれも三年の試行期間に顕著な成果を挙げ、この「条件」の継続をイギリスに承諾させる事を念頭に置いたものであった。これらの調査のもう一つの意図は、鴉片の禁絶の効果的な政策として浮上していた、政府による鴉片の専売政策実施の準備という狙いも込められている。³⁰⁾ これらの調査結果は、〇八年十月四日（三四年九月十日）度支部から省毎に報告されている。但しこれは督撫からの報告に基づいたものではなく、度支部自身が委員を各省に派遣して調査したものであった。³¹⁾ その調査とは光緒三一・三二・三三年の土葉の生産額・土葉の消費額・洋葉の消費額の三項目についてであり、本論に関わる西北・西南六省と全国の総額を末尾に表示しておく。

この結果に対する度支部の評価は、土葉の生産は三三年に二割減少し、土葉の消費は三三年に二三割減少したが、洋葉は未だ通減の期間に至っていないために減少は見られないとしている。更に三四年の見通しとして、各省の罌粟栽培が三四割、或は六七割減少してるとの報告が有ると述べ、土葉生産の減少が順調に進んでいると

いう感觸を報じている。こうした調査の統計報告は以後毎年末に各省から報告されたものと思われるが、現在そのまとまった数字を見る事は出来ない。尚最後に付した宣統二年分の資料は、「清朝統文獻通考」巻五五にある『各省禁煙調査表』に拠ったが、この数字で見ると、土葉の生産・消費が再び増加しているし、洋葉も通減実施三年目で、規定では一五三〇〇箱減少している筈であるが、さ程の減少は見られない。これをどう解釈すべきか、今は疑問として留めておく。

さて先の「条件」第二条で、印度の洋葉積み出し港カルカッタに中国の官員を派遣し、輸出の实数を調査する事を要求し、他事に干渉する権限を有しない事を条件に、イギリスはこれを了承したが、一九〇九年三月九日付けの「ロンドンタイムス」紙の記事『中国禁煙問題』において、中国がカルカッタに官員を派遣して、洋葉の輸出の減少量を調査報告する権限を有するからには、印度政府も委員を中国に派遣して、罌粟栽培の实情を調査する権利を要求すべきである、と主張している。³²⁾ ホージーはこの件に関して次の様に記している。

この期間（通減試行期間）の始めの二年間は、一九一〇年十二月三十一日に期限が切れるが、禁止の手段の進展に関する報告は、主に宣教師を通して諸省から受け取り、かなり価値の有るものであった。しかしそれらは必然的に断片的であり、幾つかの矛盾する例も有り、各省での一人の人間による調査を実施する為に、委員を任用する事が賢明であると考えられた。この使命は一九一〇年四月六日に私に委託された。³³⁾

と有る様に、中国における罌粟栽培禁止の实情を現地調査する使命がホージーに与えられ、彼はイギリスを離れ、シベリア鉄道を経由

して五月初に北京に着き、五月四日、中国の鴉片の主要な産地とされる西北・西南部、即ち山西・陝西・甘肅・四川・雲南・貴州の六省の調査旅行に出発する事となるのである。³³⁾ その旅行記録が冒頭に紹介した紀行文である。彼は自己の見聞と共に、各地に居住している宣教師からの書簡による報告を含めて、報告書をまとめ、議会に報告書を提出した。その報告書自体を見る事は出来ないが、Appendix II の「要約」の最後の部分で、次の様にまとめている。

一言で言えば、中国の西北の三省に対する私の調査の結果は、一九一〇年における罂粟栽培は、山西では完全に根絶され、陝西と甘肅では、一九〇七年に比べそれぞれ三十%と二五%の減少が為された。西南の三省に関しては、栽培は四川省においては、一九一一年に姿を消した。その間、雲南と貴州省では、それぞれ同じ年に七五%と七十%栽培を減少させた。これは全体的には注目に値する成功であったが、一九一一年十月の革命の勃発によって無にされてしまった。³⁴⁾

と述べて、栽培禁止政策が大きな成果を収めつつある事を報告している。この報告を受けたイギリス政府は、以後七年の洋薬輸出の通減策の継続を決定し、駐華公使ジョーダンに中国政府との協議を指示し、その結果「統訂禁煙条件」の締結に至った事は疑い無い。

さてこの「統訂禁煙条件」は、全十条と一付件とから成り、駐華公使ジョーダンと外務部大臣鄒嘉来との間で調印された。³⁵⁾ その趣旨は以下の通りである。³⁶⁾

中国のこれまでの禁煙の努力を評価し、以後七年間においても、洋薬の輸出通減を継続して、一九一七年には全面的に禁止する事(第一条)、この期間内に土薬の根絶が確認されれば、洋薬の輸出を同時に禁止する事(第二条)、この間に省単位で土薬の流入が全面禁

止され、その確証が得られた場合、当該省への洋薬の輸出を禁止する事、但し広州・上海の二港は最後の段階で輸入禁止を行う事(第三条)、この期間内にイギリスは委員を派遣して、中国国内における罂粟栽培の減少状況や課税の状況を調査し報告する権利を有し、中国政府はこれに対して利便を供与する事(第四条)、中国政府は委員を印度に派遣し、洋薬の販売・梱包の状況を調査する権利を有する事(第五条)、洋薬に対しては、中国政府が土薬に対して徴収する税額と同額とし、税厘併せて毎百斤三五〇両に増額する事を認め、土薬と同時に徴収を開始する事(第六条)、この条件の発効後は、各省で最近実施されている洋薬輸入に関する各種の制限・税捐の徴収を撤廃する事、若しこれが実行されない場合、この条件を停止、及至は廃棄する事が出来る事(第七条)、一九一一年より中国に輸出される洋薬に対して、印度政府は「出口准単」を支給し、一九一一年には三万六百張とし、以後五千百張ずつ通減する。洋薬の輸出時、この「准単」を中国派遣の委員に渡し、転じて中国政府或は中国の海関員に提出する。「准単」を領有する鴉片に対して、箱毎に印度の官員によって(若し中国政府が望めば、中国の委員の立ち会いの下で)「印花」(印紙)を貼付する。この印紙が破られていない限り、その輸入を認める事(第八条)、七年の期間内にこの条件の部分改訂、或は全面改訂が必要となれば、両国政府の協議によって処理する事(第九条)、この条件は調印の日、即ち一九一一年五月八日(宣統三年四月十日)より施行する事(第十条)、というものであった。更に「付件」として次の様に規定している。

この条件の調印の日以前に、中国の港に保管されている印紙の無い洋薬、及び香港に蓄積されている印紙の無い洋薬については、中国税務司によって、香港の官員及び領事官と会同し、単を作成して

登記する。これらの洋薬は登記の後、百十兩の税厘を完納した後は、印紙を有する洋薬と同様の扱いとする。登記した香港に蓄積されている洋薬は、条件調印後七日以内に中国の港に輸出する事。

条件調印後二か月以内に、印紙の無い洋薬は、上海・広州の二港においてのみ陸揚げする事を認める。二か月後、中国政府が各国の了承を得たならば、全ての印紙の無い洋薬は通商各港に輸送する事を認めない。二か月以内に上海・広州に陸揚げされた印紙の無い洋薬は、本付件に規定された登記された洋薬ではないから、中国海関によって登記され、新定の併徴の税厘（毎箱三五〇兩）を納入の後に、海関に管束され他の港に輸送する事は出来ない。

イギリスは毎年五千百箱ずつ通減する外に、一九一二・一三・一四年において、更に減少させる。その額はこの条件が調印された日に関棧に保管されていた印紙の無い洋薬、及び香港に蓄積されていた印紙の無い洋薬と、条件調印二か月以内に陸揚げされた印紙の無い洋薬の総数の三分の一とする。

この「付件」は、「統訂条件」調印から二か月間の移行措置を規定したものであるが、最後の駆込み輸出を許容する内容になっている様に思われる。

六 おわりに

一九〇六年に始まる鴉片根絶の十年計画は、国内における生産と消費の通減、それを可能な限り繰り上げて早期に達成し、それを根拠として、イギリスに対して洋薬の輸出通減の継続を要求する事が可能となるものであり、この期間全国的に禁煙運動が展開された。当時は一方で憲法の発布や国会開設等を巡り、種々の命令・法令が矢継早に出され、他方で革命派の清朝打倒の運動も激しさを加える

という物情騒然たる状況の下に在って、イギリスの提起した三年間の試行期間において、イギリスを納得させる成果を挙げ、引き続き以後七年間継続させる事となったという点を、先ず評価すべきであろう。しかしながら、そのイギリスを納得させる禁煙の成果なるものの実態は必ずしも明らかでは無い。確かにホージの六省に互る現地調査の報告が有り、その中でそれなりの罌粟栽培減少の様子が報告されているが、数字の上からはその減少が真実であるか否か疑われる資料も提出されている。即ち先に掲げた表に拠れば、土薬の生産・流通は一九〇七年（光緒三三）には、前二年より減少しているが、三年後の一九一〇年（宣統二）には、往年の数に復帰し、或はそれを上回っている。これをホージの調査した六省について見れば、表の通りになる。中国政府の調査結果に拠っても、国内における鴉片の生産・流通が決して減少していないという資料が有りながら、イギリス政府が、局地的な特派員や宣教師の報告を信用して、中国の禁煙の成果を承認したとするのは困難の様に思われる。そこにはイギリスの对中国政策におけるそれなりの思惑が有った様に思われるのである。即ち、一九〇八年に合意を見た十年通減の協定における三年の試行は、イギリスの国家威信の表明に過ぎず、国内・国際世論を考慮すれば、如何に中国の禁煙運動が掛け声倒れに終わっているものであっても、それを理由に鴉片貿易の従来通りの継続は不可能であるとの判断が、一九一一年の「統訂条件」の締結に至ったものと考えられる。これをより明確にさせる為には、この時期の国内における禁煙運動の実態を説明する必要がある。この時期中国国内において、この問題に関する種々の章程が発布され、実施に移され、中央からはその実施とその状況報告が指示され、各省から報告が為されているが、それが実情を反映したものか否かは、又別途

に検討しなければならぬ。于恩徳氏はこれらの地方の報告に信頼を置いて、この時期の禁煙運動の実際の成果を極めて高く評価し、「清廷が積極的に禁煙を施行した結果、各省の罌粟の禁種に対しては、宣統三年に既に一律に浄尽し、あらゆる煙館も各地で多く真剣に閉鎖された。故に清廷の禁煙の努力は、頗る国際間の好評を得た」と記し、辛亥革命とその後の民国政府の政策展開については、新政府の努力にも拘らず、国家の多事と軍閥の専横によって、一九一七年にイギリスによる洋薬の輸入の停止が為されても、国内における禁煙法令は、有って無きが如き状態になったとまとめている。この評価が妥当なものか否かは、清末の各省における禁煙運動の実態を説明する事によって明らかにする事が可能となろう。

小稿においては、主としてイギリスの対中国鴉片輸出の遞減に関する中英交渉とその結果、及び中国の禁煙運動を支持する「万国禁煙大会」に代表される国際世論の高まり、更にその背景に有る提唱国アメリカの思惑について、不十分なが見たわけであるが、帝国主義列強の環視の中で、民衆レベルの経済に関わる罌粟栽培禁止等の政策の展開の困難性と、清朝政府のその政策施行の政治力・支配力の弱体性を検証する上でも興味深い論点になる様に思われる。

とまれ既に一九一一年の「統訂条件」の締結によって、中国における鴉片根絶の方策は、国際的にも国内的にも、一応制度的には整ったと考えられる。この制度を有効に機能させ得ず、結局国内の鴉片根絶を二十世紀初頭に達成し得なかつた原因の多くは、辛亥革命による政治の混乱と、これらの政策・章程を誠実に実施し得なかつた中国国内の体制・制度に問題が有つたと言わざるを得ない様に思われる。

(平成元年九月十六日受理)

注

- (1) この時期の禁煙運動を扱った研究としては、于恩徳「中国禁煙法令変遷史」(『近代中国史料叢刊正編』所収)が有るのみであり、加藤祐三「イギリスとアジア——近代史の原画」(岩波新書)に若干触れられている。
- (2) 于恩徳前掲著、第五章、一二三頁。
- (3) Sir Alexander Hosie, *A Narrative of Travel in the Chief Opium-producing Provinces of China*. Boston: Small Maymand & Company Publishers, n.d.
- (4) *Ibid.*, Appendix I, p. 191.
- (5) *Ibid.*, pp. 191~192.
- (6) 李恩涵「唐紹儀与晚清外交」(『近代中国史事研究論集』所収)
- (7) 「光緒東華録」光緒三十二年八月丁卯の項。
- (8) 「光緒東華録」光緒三十二年十月戊寅の項。
- (9) Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, p. 205.
- (10) 「光緒東華録」光緒三十四年二月癸酉の項、及び「政治官報」光緒三十四年二月二日、第一四四号、「外務部奏覆陳議禁煙与各国商定辦法摺」。
- (11) 以下の叙述は、Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, pp. 205~211. に拠る。
- (12) 「光緒東華録」光緒三十四年二月癸酉の項。
- (13) 同前。
- (14) 「光緒東華録」光緒三十四年三月壬辰の項。
- (15) 加藤祐三、前掲著、一五七頁。
- (16) 「東方雜誌」第六卷第三期、『万国禁煙会紀事』。
- (17) Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, p. 216.
- (18) (16) に同く。
- (19) 「東方雜誌」第六卷第二期、『万国禁煙会開会』。
- (20) 「宣統政紀実録」卷四、光緒三十四年十二月乙亥の項。

- (21) 「宣統政紀実録」巻七、宣統元年一月丁未の項。
 (22) (19) に同じ。
 (23) (16) に同じ。
 (24) 「政治官報」光緒三十四年九月二十五日、第三五三三号、『度支部奏查明洋薬進口・土薬出産及行銷数目酌擬辦法摺』。
 (25) 以下のこの会議の経緯は、「東方雜誌」第六卷第三期、『万国禁煙会紀事』に拠る。
 (26) Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, p. 217.
 (27) 尚、モルヒネ及び関連器具の製造・販売・流通に関しては、この「万国禁煙大会」開催の直前に、外務部と各国駐華公使との間で合意が成立し、一九〇九年一月一日（光緒三十四年十二月十日）より医薬としての輸入を除き、全面的に禁止する事となった。（「東方雜誌」第六卷第一期、『光緒三十四年十二月大事記』十二月初八日の項）。
 (28) Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, p. 217~219.
 (29) 「光緒東華録」光緒三十四年二月癸酉の項。
 (30) 本稿では詳細に述べる事は出来ないが、先の「万国禁煙大会」における端方の演説において触れた様に、当時禁煙の対策の一つとして政府による鴉片専売政策が検討されていたが、度支部は専売政策が官の利益追求の方策と誤解される事、吸飲者が大幅に減少している折専売政策の実施は売れ残る鴉片の処理が困難になる事、闇鴉片の取り締まりに経費がかかり、社会的混乱を招く事の三点を理由に反対の理由を述べている。（「政治官報」光緒三十四年九月二十五日、第三五三三号、『度支部奏查明洋薬進口・土薬出産及行銷数目酌擬辦法摺』）しかしこの政策は実施に移される。
 (31) (24) に同じ。
 (32) 「東方雜誌」第六卷第四期、世界大事記『中国禁煙問題』。
 (33) Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, p. 212.
 (34) *Ibid.*
 (35) *Ibid.*, II, pp. 287~288.
 (36) 「政治官報」宣統三年四月一日、第一二六七号、『外務部与英国公

使訂定禁煙条件』、「東方雜誌」第八卷第四号、『中国大事記』及び Sir Alexander Hosie, *op. cit.*, Appendix I, p. 220.
 (37) 同前
 (38) 于恩徳前掲著、一六五〜一六六頁。
 (補注1) 鴉片貿易に対する国内外の反対世論については、取敢えず于恩徳前掲著一八〇〜二〇〇頁、及び「政治官報」宣統元年十一月七日掲載の「訳英国麦克拉倫著、鴉片貿易歴史」を参照。
 (補注2) 中国社会科学院近代史研究所編『近代来華外国人名辞典』（中国社会科学院出版社）に拠る。

	年分	出産土薬	行銷土薬	運銷洋薬
山西	光緒31年	13,573	13,429	0
	光緒32年	9,666	10,331	0
	光緒33年	4,946	8,262	0
	宣統2年	11,620	11,880	
陝西	光緒31年	10,743	*1 10,743	0
	光緒32年	10,815	4,652	
	光緒33年	8,088		
	宣統2年	10,779	4,650	
甘肅	光緒31年	4,818		0
	光緒32年	7,988		
	光緒33年	4,142	*2 45	
	宣統2年	6,403	45	
四川	光緒31年	51,134	25,084	0
	光緒32年	57,463	26,549	1
	光緒33年	44,519	3,731	1
	宣統2年	54,299	25,817	1
雲南	光緒31年	7,574		0
	光緒32年	7,928	*3 9,744	0
	光緒33年	15,950	9,744	0
	宣統2年	7,351		
貴州	光緒31年	14,532	4,359	0
	光緒32年	9,950	2,985	0
	光緒33年	12,250	510	0
	宣統2年	12,241	3,672	
合計	光緒31年	142,698	141,525	51,920
	光緒32年	148,103	135,693	54,117
	光緒33年	119,983	97,737	54,584
	宣統2年	158,505	138,621	53,025

単位：担。（出典）光緒三十一・三十二・三十三年については、「政治官報」光緒三十四年九月二十五日付、第三五三三号に拠り、宣統二年については、「清朝統文獻通考」巻五五、征權考二七、洋薬・禁煙付に拠る。
 尚、合計欄は全国の総数を示す。
 * 1. 土薬の消費は毎年およそこの額であるとする。
 * 2. 三十一・三十二年分については不詳。三十三年分はこの額であるとする。
 * 3. 三十一・三十二年分については、土薬について省内での消費と他省への輸送の区分がされていない、と記されている。